

児童発達支援（障がい児通所支援）について



児童に発達の遅れがある、または障がいがある場合に、児童が通所支援事業所に通い、必要な支援を受ける制度です。

1 通所支援の種類と内容

児童発達支援	集団及び個別療育が必要な未就学の児童に対し、日常生活における基本的な動作や知識技能の習得、集団生活への適応のための支援その他の必要な支援を行います。また、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた児童については、これに併せて治療を行います。
放課後等 デイサービス	学校に就学している児童に対し、授業の終了後や学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通い、当該通所先で専門的な支援が必要と認められる児童に対し、集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援、放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難である児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

2 利用者負担上限月額

通所支援の費用の原則 1 割が利用者負担となります（食費等の実費負担分を除く）。ただし、世帯の収入等に応じて月額上限負担額（右表）が設定されます。

生活保護世帯・市民税非課税世帯		0 円
市 民 税 課税世帯	所得割額 28 万円未満	4,600 円
	所得割額 28 万円以上	37,200 円

● 上限月額の調整

2つ以上の事業所を利用する場合（複数の児童が利用する場合は、きょうだいが利用する分を含めます。）は、各事業所の利用者負担額を合算して負担上限月額を超えないよう調整されます。この場合、原則として契約日数の最も多い事業所に負担額を管理する事務を依頼し、市に届け出る必要があります。

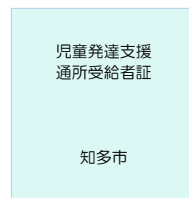
● 多子世帯軽減措置

未就学児童が通所支援を利用される世帯で、以下に該当する場合は、利用者負担額の軽減措置が受けられます。

- ① 当該児童に保育園等に通う兄または姉がいる場合（きょうだいの通園証明書が必要な場合があります。）
- ② 当該児童に同居の兄または姉がいる、かつ、児童の属する世帯の市民税所得割の合算額が 77,101 円未満（目安：年収約 360 万未満）である場合

※ 世帯の構成や所得により軽減割合が変動しますので、詳しくはお問い合わせください。

3 児童通所支援利用の流れ



4 受給者証交付後の注意点

- ① 支給量の変更やサービスの追加等は、原則モニタリング時のみ可能です。
- ② 各種変更等の申請は、変更月の前月 10 日までに行ってください。
- ③ 住所・氏名変更や世帯員の転入出があった場合は、受給者証を持ってご来庁ください。
- ④ 各事業所との契約日数を超えないようにご利用ください。



5 その他

児童発達支援についての詳細は、市ホームページに掲載しています。

